

政治経済学会 ニュースレター

Japan Association of Political Economy 第4号 2012年11月

本号の目次

1. 第3回政治経済学会総会・研究会をふりかえって
2. 事務局だより

第3回政治経済学会総会・研究会をふりかえって

第3回政治経済学会総会・研究会を振り返って 久保 慶一

さる2012年3月3日(土)に、政治経済学会の第3回研究大会・総会が開催されました。本研究大会では、グローバルCOE「制度構築の政治経済学—期待実現社会に向けて—(GLOPE II)」との共催で、鈴木興太郎教授(早稲田大学)から「危機対応のための公共的選択の課題——次善の経済政策の構想と実装——」というタイトルの基調講演をいただき、それに続いて、河野勝教授(早稲田大学)、瀬川至朗教授(早稲田大学)、山岡龍一教授(放送大学)の3人のパネリストが加わって「復興政策をめぐる《正》と《善》」というタイトルでパネル・ディスカッションが行われました。未曾有の大震災が日本を襲い、そこからの復興が大きな課題となっている中で、危機への対応と復興政策について政治経済学的な視点からの議論が活発に交わされ、大変意義深いものであったと思います。

本研究大会では、例年の自由論題に加え、自由企画のセッションが設置され、須賀麻衣会員の企画「政治とロゴス—アテナイ・デモクラシーにおけるレトリックの生成と批判—」が開催されました。当学会が、会

員の自由な発想に基づく自発的な企画を実行する場としての役割を果たしていくことは、会員間の研究交流をより促進するうえで極めて重要と考えます。今後も自由企画を続けて参りたいと思いますので、さまざまな企画の御提案を会員の皆様にお願ひできればと存じます。また、本研究大会では、昨年度に引き続き、GLOPEIIの「変革期社会における制度構築」プロジェクトとの共催により、「移行期社会における軍と治安機関の役割」というタイトルで「比較政治経済分科会」が開催されました。移行期社会における軍と治安機関の役割をめぐる、さまざまな大学から集まった若手研究者が活発な議論を交わしました。

自由論題では、4つのセッションが組織されました。政治思想から国際関係史、比較政治学に至るまで、幅広い分野の報告が並び、大変興味深い内容のセッションとなりました。各セッションの報告、討論、およびその後の議論の概要については、以下の大会報告を御参照ください。例年同様、研究大会・総会の後に高田牧舎にて懇親会を行いました。こちらもたいへん盛況で、楽しい時間をもつことができました。

研究大会・総会・懇親会の運営に当たっては、早稲田大学政治経済学術院の助手の皆さん、ならびに早稲田大学大学院政治学研究所・経済学研究所に在籍中の大学院生

の皆さんの協力を得ました。助手と大学院生の皆さんに感謝いたします。

2012年度の研究大会は、2013年3月2日(土)に開催されます。ふるって御参加のほど、よろしくお願ひ申し上げます。今年度の研究大会でも、例年の自由論題に加え、自由企画のセッションが設置されます。自由論題・自由企画の応募の締め切りは、2013年1月8日(火)事務局必着とさせていただきます。詳細は以下の事務局だよりを御覧ください。皆様の応募をお待ちしております。

当会において、政治学と経済学の双方の分野における先端的・萌芽的な研究を発表しあい、相互に刺激しあいながら議論をたたくかわせていくことを通じて、「政治経済学」という学問分野が確立し発展していくことを望みたいと思います。

各分科会の報告と討論

自由論題(1)

報告者：鈴木 朋哉 (早稲田大学)

「アマルティア・セン『正義の理念』の政治理論的構造—ジョン・ロールズとの比較を中心に—」

討論者：谷澤 正嗣 (早稲田大学)

鈴木報告は、アマルティア・セン『正義の理念』意義と限界を考察すべく、その問題設定と理論構造を、ジョン・ロールズ「公正としての正義」と対比することを試みた。まず、センの『正義の理念』の基本的問題設定が「是正可能な不正義の特定」にあることを確認し、不正義の「感覚」を「推論」を経て、健全な判断へと導くための「推論」の条件が理論化されていることを明らかにした。そこで「正義」は「不偏性」「客観性」「理に適っていること」といった規範的観念で条件づけられ、「社会的選択理論」の枠組みによる「公共的推論」によって、判断の妥当性が構成されるとされる。これに対して、ロールズは「穏当

な多元性の事実」という歴史的状況を所与として、「正義の政治的構想」を提示する人びとの合意の基礎とし、深刻な政治的対立を回避することに問題を設定した。鈴木報告では、センの正義論が、ロールズの問題設定に対してどこまで応答可能かを考察することをもって、その意義と限界を見定めた。その意義は、個人的選好から社会的選好を構成するという社会的選択理論の枠組みを用いることで、異なる包括的教説を奉じる人びとの間でも合意可能な部分順序の形成を可能にすることから、深刻な政治的対立の回避というロールズの問題に対する応答を可能にする点にある。限界としては、分節化可能な正義を短絡し「背景的正義」を語る視座を放棄してしまっていること、個人的選好を情報の基礎とすることからくる理論の実践に関するコストをあげた。センの正義論における「平等」の位置づけを問う谷澤会員からのコメントに対して、報告者は、センの枠組みにおいて人びとに対する「平等な配慮」が前提とされ理論的基礎づけを与えられていないこと、規範性の淵源としては「同情」という道徳感情が用意されていることを指摘し、応答とした。

報告者：武田 菜穂子 (早稲田大学)

“ Toward a Post 3/11 Political Philosophy: William James, William E. Connolly and Kenji Miyazawa ”

討論者：高田 宏史 (早稲田大学)

武田報告は東日本大震災からの復興と生活の再建にわたしたちは何をすべきであるのかをめぐる規範的な問題に取り組もうとするものである。この問いの意義は、被災者や避難者の抱える困難が、「非被災者」であるわたしたちの日常とつながっているという点にある。この問いに答えるための鍵として3人の「多元主義」思想家であるウィリアム・ジェームズ、宮沢賢治及びウィリアム・E・コノリーをとりあげる。大規模な自然災害に際して人々が秩序ある行動をとる姿を

観察したジェイムズは、個人の「信じる意志」が日常生活にもどのような社会組織にも浸透し、そうした個人の協同が社会に望ましい結果をもたらすと主張する。宇宙は多元的であり、常に新しいものに開かれているというヴィジョンを示す。このようなジェイムズ哲学と親近性を持つのが詩人で作家の宮沢賢治である。近年再評価がすすんでいる宮沢賢治を、法華経信仰と科学的知識に基礎づけられた共同体への「強い」コミットメントと、その自然観・死生観を特徴づけようと試みる。現代アメリカを代表する政治理論家であるコノリーは、複雑化する世界を分析するためには方法論的にも多元主義を採用すべきであること、さらには市民のとりうる政治的行動のための介入の拠点を提示する。コメンテーターの高田会員からの質問・コメントは、①「3・11」を固有名詞として論じる意味は何か②3人の思想家を参照する意義とは何か③ジェイムズと宮沢賢治の差異はどこにあるのか④コノリーの理論が日本の文脈にどこまで妥当しうるか。これに対する応答として、3人の思想家との対話を通じて論じる意義として、「3・11」がどのような特異性をもつのかを明確にする必要があること、「人間」が中心のジェイムズに対し宮沢賢治においては「自然」が重要な要素となっていること、新自由主義の影響力という点でコノリーの理論は日本の状況に適當しうることを示した。

報告者：井之口 智亮（早稲田大学）

「他者の評価に対する欲求は徳へと導くのか —P・ペティットの「シヴィリティ」論の検討を通じて」

討論者：山岡 龍一（放送大学）

井之口報告では、現代共和主義の代表的理論家であるP・ペティットの「シヴィリティ civility」論を取り上げ、人々を徳へと導くサンクション・メカニズムとして彼が着目している「触れることのできない手 the intangible hand」の議論に関して批判的検

討を行った。ペティットは、国家から相対的に自律的な市民社会という領域において、他者の評価に対する欲求を原動力とするこのサンクションの作用により、市民が有徳な行為を維持し、やがては徳を内面化するという展望を描いている。だが反面、彼の議論には、「触れることのできない手」が既存の信念・価値への順応主義を助長する危険性について楽観的にすぎるという欠点が見受けられる。こうした限界を克服するためには、彼の共和主義理論の基底にある支配の不在 non-dominationとしての自由の構想に批判を加え、個人の自律と相互尊重の発達をめざすフォーマルなシティズンシップ教育がより意識的・制度的な教育努力として必要であると主張した。討論者の山岡氏からは、①本報告で最終的に否定的評価を下しているペティットの議論をあえて取り上げる意味とは何か、②一般市民に対する社会統制からは独立した問題として、統治者の統制についてはどう考えるか、等の質問・コメントが寄せられた。報告者は、①の問いについて、ペティットのシヴィリティ論を、市民社会の結社の内部において自生的に徳が涵養される可能性に期待をかける市民社会論に一つの一貫した理論的基盤を与えるものとして理解した上で、それに批判を加えることによってシティズンシップ教育の意義を強調したいというねらいがあったと応答した。また、②の問いについては、統治者の統制についてもペティットは「触れることのできない手」の有効性を説いているものの、このメカニズムがうまく作動するための前提条件が確保できる否かという点で、フォーマルな制度内部とインフォーマルな市民社会の領域とでは事情が異なると考えられる、と応答した。

自由論題(2)

報告者：崔 紗華（早稲田大学）

「占領期日本における朝鮮人学校政策 — 学校の閉鎖と存続をめぐる—」

討論者：加藤 恵美（早稲田大学）

崔報告は、占領期日本における在日朝鮮人政策を国際関係という枠組みの中に位置づけ、史的分析を試みたものである。本報告における主要な問いは、占領期日本において日米両政府による在日朝鮮人管理政策はなぜ徹底化しなかったのかというものである。問いの答えは、治安管理のために文部省によって下された学校閉鎖令（管理政策）は、国内外からの反発を受け軟化せざるを得なかったということである。つまり、文部省が国際（日韓）関係を考えながら朝鮮人学校の存続を黙認したということである。先行研究では、占領期日本における朝鮮人に対する政策は、日本における国内治安という限定的な視点から描かれてきた。そのため、管理政策が徹底化しなかった視点、つまり学校が存続したという事実を描けなかった。討論者の加藤会員からは、大きく四点指摘を受けた。①「文部省の黙認」について、②報告者の今後の展望について、③「自主性」の定義について、④北朝鮮の動きについてである。加藤会員からの指摘に対し、①に関しては、地方の裁量による朝鮮人学校の存続に対し、文部省がこれまでの姿勢とは異なり、全く介入しなかったという点については「黙認」という言葉に収められると述べた。②に関しては、マイノリティ・ライツあるいは植民地主義の研究の一環として位置付けていく予定であると述べた。③に関しては、「自主性」の定義が曖昧であるが、今後「自主性」の変容過程を追うか、あるいは占領期在日朝鮮人の「自主性」だけに特化して定義を深めるか検討中であると述べた。④に関しては、北朝鮮自体が当時は在日朝鮮人に対する政策を明確にできておらず資料がないため、扱わなかったと述べた。

報告者：飛田 真依子（早稲田大学）

「三木清における社会変革のための主体形成の課題 —『歴史哲学』（1932）の時期を中心に—」

討論者：岩崎 稔（東京外国語大学）

飛田報告は1930年代前半に第一線で活躍していた三木が何を時代における思想的な課題として提出していたかを明らかにすることを目的とし、この時期の代表的な著作である『歴史哲学』（1932）とメディアに寄稿した論考を検討した。そして結論として、当時の社会現象であった「危機意識」や「不安」の先に「人格の分解」の危機をみた三木は、それらの克服のために社会変革のための主体を形成することを思想的課題として掲げたことを示した。具体的には、まず『歴史哲学』において中心的な概念である事実としての歴史=歴史的行為主体が、客体をも自らの内に含む歴史における根源的な行為主体を意味し、三木がそれを軸に従来の哲学や存在論を批判しながら新しい歴史哲学を作ろうとしたことを明らかにした。次にメディアに寄稿した論考を考察し、根源的な行為主体が「危機意識」や「不安」克服のために提唱されたこと、更に行為主体の概念形成はファシズムや日本主義、更にはマルクス主義的唯物論における同様の試みに対する批判と超克というかたちで進められたことを示した。飛田報告に対して討論者の岩崎氏からは以下のコメントが寄せられた。①三木が提唱した主体概念は何ら新しいものではなく、すでにドイツ観念論（特にヘーゲル）において主張されたものである。そのことを踏まえて、三木の当該時期の主張の新しさや独創性を示す必要がある。また、ドイツ観念論において主張された主体概念と同様のものが1930年代前半の日本において再び主張されたことの時代的背景や意味を考察するべきである。②三木の主体概念は戦後日本における主体性議論に先立つものであり、議論の射程をそこまで広げ、そのなかに三木の主体に関する試みを位置付けなければならない。③三木のこの試みを同時代の文脈、特にハイデガーのナチス入党といった事柄に留意し、歴史的に考える必要がある。

報告者：佐久間 健（早稲田大学）
「桂園時代における財界と政党 ―二大政
党制確立の政治過程―」
討論者：佐藤 政則（麗澤大学）

佐久間報告は、二大政党制（具体的には1913年立憲同志会の結成）の成立プロセスについて経済問題から解明しようとしたものである。第一次大戦直前における政治・経済状況を過小評価してきたこれまでの研究（1913-14年は危機的状況という認識の欠落）への批判を意識し、政治史と経済史の統合という、困難だが正当な方法によって試みている。具体的にはデフォルト（債務不履行）の可能性と軍備を中心とする財政膨張との矛盾という視角から政治過程を分析した。討論者の佐藤氏からは、構造的な視点（経済史研究の成果）と当事者たちの主観的認識（政治史研究の成果）とを融合させ、従来の縦割り思考的分析を克服しようとする学際的手法が、本報告の魅力になっているとの評価を得た。それは、欧米金融市場の動向（外資導入）、貿易収支が赤字でも金融緩和を可能とする在外正貨、国債価格の動向と銀行経営の利害関係（減債基金）といった経済構造と、桂太郎、豊川良平等々の多彩なキーマンの状況認識とを融合させようとした点である。さらには、二大政党制の議論そのものが、現代的要請を反映したものになっているとの評価であった。しかしながら、以下のような指摘も受けた。①このような手法をとったために、逆に分析対象のフィールドが錯綜してしまい、その結果わかり難くなった。むしろ豊川や桂の経済認識と政治活動にもう少し即して展開した方が、クリアになったのではないか。②実業家や銀行家が政党を志向した場合には、個別利害を社会的な「経済問題」に昇華する論理があったはずで（たとえば豊川の「帝国財政」）、その点が欠落している。③国内的対立に分析の焦点が絞られているが、いかに対立していても欧米列

強からは一つに見えていたであろう。対立軸とともにキーマンたちの共通軸が重要ではないか。④本報告では1913、14年危機とそれへの対応が主題であるが、なぜこれを扱わねばならないのかという意義付けが弱い。例えば1930年前後の日本社会の危機（金解禁・再禁止、昭和恐慌と政党政治の終焉との関連など）との異同を視野に入れるなど、意義付けを強化してもらいたい。

自由論題③

報告者：吉川 純恵（早稲田大学）
「中国のアジア地域外交と上海協力機構―
ASEAN との比較を中心に―」
討論者：田中 孝彦（早稲田大学）

冷戦終結後、世界でグローバリゼーションと地域主義が広まり、アジアでも1990年代後半から末にかけて勢いを得たが、この背景には地域大国である中国が積極的な姿勢を見せたことが大きい。吉川報告は、冷戦後に中国の影響力が急拡大した中央アジアの地域機構、SCOに対するアプローチに焦点を当て、中国にとってSCOの本質とは何か、これまでの中国外交とどう異なるのか、欧米主導の国際秩序との関係をどう見るかを、また中国のアジア地域主義の特徴を、外交上の文脈から明らかにすることを試みた。討論者の田中会員からは、以下のコメント、質問が寄せられた。まず本研究の意義は、中国が東アジアの国際政治において展開する地域主義は、今後の東アジアの共同体化に向けた動きにとって大変重要であり、SCOの研究が重要な示唆を与えてくれるという点にある。大国・中国の動きは、共同体化に向けて推進力となるのか、障害となるのか。また障害となる場合には、周辺国はどう対応すべきか。この問題を考える際、欧州統合における大国・フランスの行動を考え、これと比較するのが良いのではないだろうか。次に、①本報告では「How」という問いかけが多いが、私としては「Why」をもっと聞きたい。例えば、中国

がなぜ地域主義に積極的になったのか、なぜ多国間を推進するのか、なぜ「新安保観」が出てきたのか等である。②報告では、「中国がASEANや米国との対応の中で、ルールや規範を学習していった」と言うが、なぜ学ぶ必要があったのか。③分析の際には、国内要因、国内政治にも目を向けるべきではないだろうか。④「SCOには地域的なアイデンティティが無い」と言うが、今後、生み出される可能性は無いのだろうか。⑤中国の行動は、東アジア共同体構想につながっていくのだろうか、または特殊な障害となるのだろうか。このほか、フロアから「中国の中央アジア政策全体にSCOはどう位置づけられるか」。

「SCOとASEANとの比較を行う際には、方法論の問題として比較の“基準”をより明確にする必要がある」等の質問、意見が出された。

報告者：川橋 郁子（早稲田大学）

「都市農村計画（Planning）再論―シリコン・グレン」形成過程における都市農村計画の役割」

討論者：石見 豊（国士舘大学）

川橋報告では、スコットランドにおける電子産業の発展を取り上げ、発展の背景を説明した。前半では、広域圏間の比較分析を通じ、スコットランドにおける電子産業の発展を確認。また、公文書等の記述を紹介し、20世紀初頭のスコットランドでは、同産業を含む新規産業の発展が予想し難いものであったとの歴史的事実を示した。次いで、政府の政策、とりわけ「都市農村計画（Planning）」の実施過程に関する、スコットランドとウェストミッドランドの比較事例分析の結果を紹介した。比較分析では、政策実施過程における、既成都市と周辺自治体との連携の有無に焦点をあてた。後者では、バーミンガム市と周辺自治体とが、企業や人の配置をめぐる対立。結果、新たな産業を域外から呼び込む政策は採られなかった。これに対し、前者では、スコットランド省主導の下、グラスゴー

市と周辺自治体との政策調整が進められた。結果、一定規模の社会資本や労働市場を備える新都市が形成され、域外から電子産業を含む新たな産業が新都市に参入することとなった。また、スコットランドの新都市（ニュータウン）が、イングランドやウェールズのそれよりも、企業誘致に成功してきた事実を示す調査結果も提示した。以上の分析結果を踏まえ、「都市農村計画」における自治体間の連携が、スコットランドにおける電子産業の発展を促したとの説明を展開した。討論者の石見氏からは、以下のコメント、質問が寄せられた。①（本報告が指摘するように）スコットランド省を軸とする既存制度が一定の成果を挙げたにも関わらず、独立を含む既存制度の改革がスコットランドにおいて強く求められているのはなぜか。②理論的検討の箇所は、報告全体においてどのような意味を持つか。本報告の説明は比較事例分析を通じ、一定程度理解できるが、比較事例分析と理論的検討とのつながりが不明瞭である。このほか、フロアから①理論的検討において、公共財のケースと私的財のケースの双方を示した理由は何か、②「都市農村計画」が新規産業の発展に及ぼす効果に関し、同政策が企業にもたらす、便益や費用の大きさをどのように測るのか、といった質問が挙がった。

基調講演

鈴木興太郎（早稲田大学・日本学士院）

「危機対応のための公共的選択の課題

―次善の経済政策の構想と実装―」

パネル・ディスカッション

「復興政策をめぐる《正》と《善》」

（グローバルCOE「制度構築の政治経済学―期待実現社会に向けて―（GLOPE II）」共催）

司会：清水和巳（早稲田大学）

討論者：鈴木興太郎（早稲田大学・日本学士院）

討論者：河野勝（早稲田大学）

討論者：山岡龍一（放送大学）

討論者：瀬川至朗（早稲田大学）

本シンポジウムは、3月11日の東日本大震災を受けて、政治経済学に携わる研究者はそれにどう対応するべきなのかという共通議題をもとに、政治学・経済学を専門とする研究者による復興に向けた討議の場として構想された。本シンポジウムでは、昨年日本学士院会員に選出された鈴木興太郎氏（早稲田大学）をお招きし、その共通議題に関して基調講演をしていただいた。さらに、政治学の分野から河野勝氏（早稲田大学）・政治思想の分野から山岡龍一氏（放送大学）・ジャーナリズム論の分野から瀬川至朗氏（早稲田大学）をそれぞれお招きし、鈴木氏の基調講演に対する質問及びコメントをいただくとともに、震災及び復興政策に対するご見解を示していただいた。

鈴木氏の基調講演では、東日本大震災によって得られた教訓と、その教訓をもとに社会選択の実装理論（implementation theory）をはじめとした厚生経済学の役割とが論じられた。講演の中では、東日本大震災の教訓は次のようにまとめられた。まず、大規模な自然災害を「想定外」とみなして防災機構の不備を隠蔽することは誤りであり、防災機構はどのような災害に対しても人命救助のために役立つのでなければならない。次に、今回の震災のような目の前の危機に対処するためには、形式的な法的平等を尊重しすぎるべきではない。これらは、緊急時の対応を平時の思考の延長線上で考えてはならないという教訓である。続いて、福島第一原発の事故に対する政府の初期対応には、政府が適切な科学の《知》に基づいた対応をしているという信頼性の醸成が欠落していた。本来ならば、政府は国民の信頼を得てから彼らに問題解決のための協力を呼びかけるべきであった。そのためには、専門家集団の《科学知》と《専門知》を政府が活用するための環境を整える必要がある。また現在の日本は、長期的な経済停滞と政治の混迷状況という

重層的な危機的状況にあり、このような現状を念頭に置けば、時間的視野の導入が不可欠であることが示された。より詳細に言えば、危機に対して緊急に必要である「即時的な課題」とより長期的な考察が必要である「持続的な課題」とに課題を分離し、その双方にふさわしい集団的意思決定のメカニズムを設計することが必要である。その上でこれらの教訓を考え合わせると、最善の理想を追求するよりも次善策を着実に採ることこそが復興のための目標とされるべきであることが強調された。最後に、これらの知見を厚生経済学に当てはめて考えると、このような現状の改善のためには、社会的最善のみを求めめるハーヴィッツ＝マスキン（Hurwicz-Maskin）の実装理論ではなく、今ある不正義からの段階的な改善を目指す、言い換えれば《次善》の策をめざす、ピグーの旧厚生経済学の理論及びコルムら（Kolm-Foley-Varian）の《無羨望衡平性》の理論が現状改善のツールとしてふさわしいことが示唆された。

討論者の河野氏は、まず研究者は、当事者ではない者が震災について語ることは被災者を利用することであることを常に意識しなければならぬと述べた上で、震災に対する政策提言をする際は、その提言が実現されるための政治過程の分析をも含めた提言をする義務が提言者にあると指摘した。

山岡氏は、東日本大震災を特別視する風潮に対して警戒し、研究者はそれに対して冷めた視線をもつ必要があると論じた。また専門知に関して、専門家は「世間の人々は専門知を理解しない」と嘆くのではなく、自らがもつ専門知と生活世界で妥当とみなされている知識との間をつなぐ役割をも担わなければならないと述べた。

瀬川氏は、報道側の反省点として、震災直後の報道が政府の発表を鵜呑みにしてなされたという点があると述べた。また鈴木氏は次善策をとるべきと論じるが、災害後に採られた策はその時点では最善の策だったと言えるのではないかという疑問が提起された。

これらのコメントに対して鈴木氏は、河野

氏に対しては復興の提言に関する意見に賛同すると述べた。山岡氏に対しては、東日本大震災のみを特別視するわけではなく、そもそもすべての具体的事象は特別なものであり、それらの中から相違点や共通項を見出して一般理論を構築することが科学者の役割であると論じた。瀬川氏に対しては、「次善」という言葉を理想的な解決方法以外の方策全体を指して用いていると述べた。

鈴木氏に対する応答として、河野氏は多くの提言者が政治過程を無視して政策提言を行うことに疑問をもっており、さらに政治過程の分析を軽視する経済学に対しても批判的であると述べた。その上で、新しい政治経済学を構築するためには、価値判断や共感、政治過程の分析を排除しないような理論構築が必要であると河野氏は提案した。これに対して鈴木氏は、アダム・スミスに代表されるように経済学は共感の概念を考慮に入れた分析を行ってきているが、ただそれを無視したとしても個々人の需給を反映した価格の変動によって、個人主義的な方法で市場取引は円滑に進むという考え方が経済学にはあると答えた。

また、これらの討論を受け、フロアからも数多くの質問やコメントが寄せられた。岩崎稔会員は、災害時に人々が協同的な態度を示す「災害ユートピア」という現象をどのように説明すべきかと質問した。これに対して鈴木氏は、それは難しい問題であるが、恐らく地域的なコミットメントが個人行動の動機に影響を与えているだろうと答えた。次に近藤和貴会員は、「共感」の概念を政治経済学に取り入れるべきであるという河野氏の主張に対して、政治経済学は「科学」であるために共感のような感情を取り入れるのは困難ではないかと質問した。これに対して河野氏は、現時点では検討中であるが、例えばアローの定理があれば有名になった理由は、多くの研究者がその問題提起に共感したからであると論じた。つまり、感性や共感の研究の取捨選択や学問の発展において役割をもつと河野氏は答えた。またフロアからは

研究者のみならず、より実践に携わる記者からも、震災から生じた問題提起がなされた。日本経済新聞社の記者からは、災害時に法的平等を省みずに特定の人を救助すれば後に批判されるという恐怖から、人々はそのような行動をとれないという指摘がなされた。これに対して山岡氏は、指摘は尤もであり、緊急時の政治はその後の平時になされる裁判によって、緊急時の行為が許されるであろうという信頼があってはじめて成り立つと述べた。

以上のように、本シンポジウムは震災という現実の危機に対する研究者のあり方を検討し、新しい政治経済学のアイデアと方向性を示すという意味で、大変有意義なシンポジウムであった。

自由論題(4)

報告者：岸見 太一（早稲田大学）

「自己決定の価値は移住希望者の要求に優越するか—D. ミラーの移民制限論の批判的考察—」

討論者：押村 高（青山学院大学）

岸見報告では、自己決定の偏向的な価値に基づいて一方向的な入国管理政策を正当化するミラーの移民制限論を批判的に検討することで、彼の議論が次のような二つの問題を抱えていることを明らかにした。第一に、報告者は、フランスの国籍剥奪法案の事例を挙げながら、次のことを指摘した。同国人に対する特別な責任が存在するという日常的な感覚はミラーが想定しているほど確固たるものではない。そして一度この点を認めるのであれば、少なくともミラーは、集合的な自己決定の内在的な価値は移民制限を正当化する基底的な理由ではないことも認めなければならないであろう。第二に、移民制限政策に関する政治的共同体の裁量に対する規範的制約の基準を曖昧にしか示していない。移民の倫理学における現在の論争の中心的な論点は、一方で移民制限政策を正当化し

つつも他方でそうした移民制限を公正なものとするような規範的な理由とはどのようなものかということにある。論争の焦点がこのようなものであるとするならば、移民制限が公正であるために政治的共同体の裁量権が服すべき規範的な制約を明確に提示できないという点において、ミラーの議論は魅力的ではない。討論者の押村会員からは次のような質問・コメントが寄せられた。①ミラーの議論は、不偏的な価値を基準として各政治的共同体の決定する審判者は存在しないということを前提としている。この前提自体は否定しがたいものであるとすれば、ミラーの議論が基本的に政治的共同体の内部の聴衆に向けてなされていることには一定の妥当性があるのではないか。②報告者が取り上げている還元主義—関係主義という分類軸はどこまで有効なのか。両方の立場の折衷的な主張も十分に成立しうる以上、分類軸としては必ずしも適当でないのではないか。③報告者は正当化の名宛人としてあくまでも個人を想定しているが、現実政治における移民政策においては、国家を名宛人とする正当化の方がより強い影響力をもっている。したがって、移民政策は国家間の暫定協定として捉えていくことの方が適切ではないか。

報告者：内田 智（早稲田大学）

「グローバル化の中で求められるデモクラシーの構想としての『熟議の制度化』—国際社会における「熟議」を通じた民主的正統性の模索—」

討論者：押村 高（青山学院大学）

内田報告では、グローバル化の進展とともに、もはや一国の決定形成過程に包摂されるべき人々をその国内の市民に限定する形のみで理念化されるデモクラシーは妥当ではないという観点にたち、熟議デモクラシーの観点からそれとは異なる構想を展開する議論の展望を主題として取りあげた。グローバル化の一つの特徴は、国境横断的なstakeholdersの拡大であり、様々な次元での

意思決定の及ぼす影響に人々が不可避免的に曝され、非自発的に協働の枠組に包摂されている点にある。このような構造的な排除という不正義に抗してゆくためには、まずそこに応責理由があることを示しつつ、「熟議を始める権利」が人々に普遍的に保障されなければならないことをI.ヤング、J.ボーマンの議論の検討から示した。その上で、この政治的権利を実効的なものとしてゆくうえで、多様な意見形成を促すインフォーマルな公共圏が果たす役割の重要性を指摘しつつも、トランスナショナル・デモクラシーの構想においては、そこでの活動が単なる利益団体政治へと帰することを防ぐためにも、制度化された「熟議の場」を通じた公共的な意思形成の契機への着目とその制度の具体化が重要であり、また課題となることを示した。討論者の押村会員からは①この構想は経済的最貧困層の当事者には過大な要求ではないのか、②公平性の観点からすると国内での生成される意思形成を国際場裡に反映させる構想を展望した方が適切なのではないか等のコメントが寄せられた。これに対して、①もとより、これは経済的問題への対応を軽視するものではないが、その貧困が「貧困」として表象されるためにも、政治的権利の実効的な保障が先んじて肝要であること、②確かに制度化の構想を伴わない論議においてはこの点が一つの弱点となりうるが、まさに内田報告が指摘した「熟議の制度化」とそれを通じた意思形成の構想はこの問題に対応しようとするものであり、今後、その理論的、制度的な精緻化が必要であると応答した。

報告者：坂牧 昇（早稲田大学）

「ジュネーブサミットを巡るイギリス東西対話政策の変遷 1953-1955」

討論者：水本 義彦（二松学舎大学）

坂牧報告では、1955年に行われた冷戦期初の東西首脳会談であるジュネーブサミットに対する英政府の政策が、如何に生じたものであるかの分析を試みた。イギリス政府は、

50年代を通じて、特に西ドイツのNATO加盟による同盟の強化を目指す同盟政策と、東西関係の安定を目指す東西対話政策という政策を同時並行的に追求した。この二つの政策は時に衝突するものであった。しかし、1954年末に西ドイツのNATO加盟がほぼ決定的となったことをきっかけに、同盟を巡る状況は変化を見せる。西ドイツのNATO参加によるドイツ分断状況の固定化が、再統一を求める西ドイツ国内の人心不安を引き起こし、西側同盟の結束を将来的に危うくするものではないかとの認識が、英政府内部で持ち上がるようになったのである。これに対処するには、ソ連との更なる対話によって、東西間の問題解決を目指すと言う姿勢を打ち出す必要があると、英政府は判断した。衝突していた二つの政策の関係が、むしろ補完的な関係へと変化したのである。そしてこれが、英政府のジュネーブサミット政策へと繋がることになった。坂牧報告を受け、討論者の水本氏から以下の三点のコメントが寄せられた。第一に、サミットを開催することで、逆に西ドイツに対するソ連の接近を許すのではないか、という点。第二に、西ドイツ以外の同盟国である米仏というアクターは如何なる関連を見せていたのか、という点。そして第三に、ジュネーブサミット開催を主導するのが、なぜイギリス政府でなければならなかったのかという点である。これに対する坂牧会員の返答は以下の三点であった。第一に、西独・ソの接近は英政府もまた懸念するところであり、これを防ぐようなアジェンダセッティングが行われた点が指摘された。第二に、フランスに対しては、あまり意識が向いていなかった点、そしてアメリカに対しては、米英関係を損ねないようなアジェンダを設定していた点が指摘された。第三点に対しては、仮説段階ながら、イギリスには外交的対話を重視する行動様式ないし認識様式が存在していたのではないかという点が指摘された。

自由企画

「政治とロゴス ——アテナイ・デモクラシーにおけるレトリックの生成と批判——」

報告者：近藤 和貴（早稲田大学）

宮崎 文典（青山学院大学）

須賀 麻衣（早稲田大学）

討論者：中金 聡（国士舘大学）

兼利 琢也（早稲田大学）

司会者：高田 宏史（早稲田大学）

本企画は、古代のアテナイにおいて隆盛したレトリック、すなわち言論(ロゴス)の用い方をめぐる議論を多角的に考察することを目的とするものであった。

須賀報告では、アテナイにおけるレトリックの生成と批判に大いに寄与した三人の論者、すなわちゴルギアス、イソクラテス、プラトンのレトリックにかんする議論の比較検討を試みた。報告では次の四点を扱った。

第一に、なぜアテナイにおいてレトリックが登場したのかという問いを取り上げた。レトリック隆盛の理由としては、デモクラシーという政治制度、そしてペリクレスという雄弁な政治家の存在が挙げられる。第二に、アテナイにおけるレトリックの発展に影響を与えた弁論家ゴルギアスを取り上げた。ゴルギアスのレトリックは、欺瞞的で聴衆の魂を動かす力をもつ言論として特徴づけられる。第三に取り上げたレトリックの理論家イソクラテスが提示するレトリックは、好機を捉えることに眼目が置かれていた。第四にプラトンの「真のレトリック」に着目し、そこにおいては欺きや偽りといった要素が含まれる可能性があることを指摘した。

討論者の中金聡氏からは、プラトンにおける真のレトリックとは、ソクラテス的な哲学的対話に、ゴルギアス流のレトリックの長所を組み合わせた言論のあり方であるという解釈は成り立つかという質問がなされた。報告者は、このような解釈こそまさにプラトンのレトリックを理解する上で重要な視点であると考え、この解釈に賛同する立場を表明した。討論者の兼利琢也氏からは、真のレトリックをどれほど可能であるとプラトンは

考えていたのかという質問がなされた。報告者は、それはプラトンの『国家』篇における理想ポリスのような位置づけであり、可能性は低いものの実現不可能とは見ていなかったと考えると応答した。兼利氏からは他にも、真のレトリックと『法律』篇における呪文のつながりという貴重な指摘をいただいた。

宮崎報告では、プラトン『ゴルギアス』において対話者ゴルギアスが述べている、弁論術の(1)不正使用および(2)正しい使用(すなわち、自己防衛としての法廷弁論)がもつ意味を明らかにし、これを通じて、弁論術および弁論家とアテナイのデーモス(大衆)との関係に対するプラトンの批判的視線の側面を提示した。(1)弁論家が弁論術を不正に用いるという事態の背後には、弁論家(政治家としての)が行為・言論の主体として思うままにふるまえる自由という理想があるが、じつはそれはデーモスの欲望に従った快楽の提供にほかならない。(2)そして、デーモスへの快楽の提供がデーモスを不正にするからこそ、自己防衛としての「弁論術の正しい使用」が必要とされる。この意味で、ゴルギアスの言う弁論術の不正使用と正しい使用はいずれも、デーモスの快楽追求にねざすものである。本報告は以上のことを指摘した。

中金聡氏からは、プラトンはこうした弁論術批判を展開することを通じて、都市の法とその実定的正義を批判しているとは考えられないか、との指摘があった。これに対する報告者の回答は、当対話篇では立法術・司法術が魂を世話するとされ、法から正義や節制の徳が市民の魂のうちに生じるという示唆があることから、弁論術批判の矛先は、あくまで弁論家の不正志向、および正義涵養の観点の欠如に向けられているのではないか、というものであった。兼利琢也氏からは、対話における主題連関だけでなく、個々の対話者ももつ特質や、その対話者が置かれた個別状況より重視した解釈の重要性について指摘がなされた。これに対する報告者の回答は、主題連関と対話者の個別状況との間に

は密接な連関があるものと思われるが、双方のバランスをどうとるかにかんしては、さらなる検討が必要になるというものであった。

近藤報告は、通常弁論術の批判者として描かれるソクラテスが、プラトン『メネクセノス』篇において、なぜ、戦没者のための葬送演説を披露しているのかを考察した。本報告では第一に、ソクラテスの演説がペリクレスの葬送演説に対する批判であることが示された。ソクラテス演説は、ペリクレス演説の内容を反転させ、後者と対照をなす、道徳的・平和的な都市の姿を称揚することをその目的としている。第二に、ソクラテス演説は、その聴き手であるメネクセノスへの教育のために披露されていることが論じられた。彼の演説は、帝国主義的な政治に共感する若者に、より穏健な政治観を植え付け、同時に、弁論術に憧れをもつ彼にその限界を示唆するものでもある。

コメンテーターの中金氏からは、構造的に類似する『アルキビアデス』との相違と、その理由について質問があった。これに対して報告者は、メネクセノスとアルキビアデスはともに政治や弁論術に強い関心をもつ若者であるけれども、両者の政治的資質・性向・教育環境における相違がソクラテスに別個の教育的アプローチを採用させ、その結果対話篇の内容も異なっているのではないかと応答した。兼利氏からは、ソクラテスは真の弁論術を行使していると言えるのか、また、ソクラテスの教育は快楽に訴えている限り哲学教育としては不十分ではないかとの質問がなされた。報告者は、第一の質問に対して、ソクラテスが行うのは一般大衆向けの都市に有益な弁論ではなく、私的なものである点で通常の弁論術とは異なり、さらに、別の人物を演説の作成者に仕立てることによって、ソクラテスは自らを弁論術の直接的行使から巧みに引き離していると応答した。第二の質問に関しては、対話篇の構造上、ソクラテスの演説が弁論としての快楽を生み出すこと自体が弁論術の陳腐さの証明になっており、この点で彼の演説は、快楽に訴えな

がらも、弁論術・政治的問題関心を梃にした哲学教育への端緒と言えるではないか、と応えられた。

フロアからは全体に対して、法政大学の奥田和夫氏より『ゴルギアス』でいわれる「真のレトリック」と『パイドロス』で詳述される「真のレトリック」との違い考察する必要があることが指摘された。

比較政治分科会

グローバルCOE「制度構築の政治経済学—期待実現社会に向けて—」「変革期社会における制度構築」プロジェクト共催

報告者：小山雅徳（神戸大学）

「紛争後コソヴォにおける警察再建：セルビア系コミュニティとの関係を中心に」

小澤園子（防衛大学校）

「ユーゴスラビアの民主化・連邦解体・内戦—政治と軍部における派閥対立の観点から—」

田中（坂部）有佳子（早稲田大学）

「東ティモールにおける統治—新生民主主義国家と社会の相互作用—」

司会・討論 久保慶一（早稲田大学）

小山報告は、紛争後のコソヴォにおける警察組織とコソヴォ内少数派のセルビア系住民との関係を、コミュニティ・ポーリング（CP）の概念を手掛かりに分析した。CPは、警察組織と地域コミュニティとの協働によって犯罪予防・治安改善を目指そうとする概念であり、紛争後平和構築の文脈でも注目を集めている。コソヴォでは1999年以降の国家建設の取り組みの中でその初期よりCPが警察再建における指針の一つとして位置づけられてきた。コソヴォにおけるCPの導入は、主にコミュニティ・フォーラムと呼ばれる、警察など治安機関の代表者と、地域コミュニティ代表者によって構成さ

れるフォーラムの制度化を通じて実施された。しかし、現地NGOの調査からは、そうした取り組みが警察に対する市民からの信頼には必ずしもつながっておらず、特にセルビア系住民からの信頼は極めて低い水準であることが示されている。これに関し報告では、コソヴォでのCP導入がコミュニティ・フォーラムの制度化の側面に偏重しており、警察要員と地域コミュニティ構成員の日常レベルでの接触機会の増加が軽視されていると指摘された。報告に対して討論者及びフロアからは、コソヴォの「国家性」問題と警察に対する信頼の関連性、参考とした世論調査のデータ収集法などについてのコメントがあった。

小澤報告の目的は、1991年にユーゴスラビアが連邦解体の後に内戦に至った要因を明らかにすることであった。本報告は、従来混同されてきた民主化、連邦解体、内戦の過程を局面ごとに分け、政治と軍部の内部に着目した結果、全ての局面が連続し、政治と軍部の相互作用によって局面の帰結がもたらされたことを明らかにした。さらに、すべての局面を左右したアクターとして、国家に対する責任意識が強い専門職業意識が高い将校の存在を指摘した。それゆえ、ユーゴスラビアの内戦は、民主化によって台頭した専門職業意識の高い将校が、スロベニアに奪われた国土の一体性の回復を試みて武力行使に至ったことによって引き起こされた結論づけられた。報告に対して、討論者やフロアから、軍の専門職業主義や民族主義に関する説明枠組みや、政治と軍部の行動を導いたインセンティブを説明する必要性が指摘され、また、派閥形成を促した制度と、ミロシェビッチの圧力の有無に関わる質問が提出された。これに対して報告者からは、ユーゴスラビアの意思決定プロセスにおける民族平

等原則と全会一致制が、政治の迅速な決定を阻み派閥をもたらしたこと、ミロシエビッチの影響は連邦幹部会の一部に見られるものの軍部においては限定的であったとのリプライがなされた。

田中（坂部）報告では、独立して10年となる東ティモールをとりあげて、新しい国家が民主化、国家制度の構築を進めるなかで行われる地方分権化が、国家と社会の間に新たな緊張関係をもたらしていることが指摘された。統治の能力が脆弱な場合中央政府によるアカウンタビリティの確保がそもそも困難であることから、地方分権化自体が本来期待されるような住民参加の拡大や、公職者の説明責任が確保されるのかという論点が提示された。東ティモールでは、伝統的権威と係争解決手法をもつ村・集落レベルにおいて公選による代表選出を行い、直接的な社会サービスの提供のための仕組みをいち早く整えた一方で、地方政府への行政上の分権化（脱集中化）は行政機構の構築とともに同時並行で行われており、本格的な政治上の分権化（委譲化）は、全く新たな政治社会を生み出すことから、まだその途上にあるとの評価が示された。討論者からは、国家と社会の間の緊張関係とは具体的に何を意味するのかという点について質問がなされ、これに対して、中央政府が、警察や司法制度が十分に機能していないため、既存の権力構造に依存していることや、村・集落レベルにおける社会サービスの提供手続きに対する不満などが挙げられるとのリプライがあった。

事務局だより

【2011 年度総会議事録】

日時：2012 年 3 月 3 日（土曜日）18 時 15 分～18 時 45 分 会場：早稲田大学 11 号館 705 教室

議題：

1. 代表理事挨拶 佐藤 正志代表理事
2. 2011 年度会計報告

伊東 孝之監事

日野 愛郎監事

政治経済学会 2011 年度会計報告

(2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで)

収入

2010 年度繰入金	1,702,000 円
2011 年度会費納入	
郵便振り込み	121,900 円
現金	48,000 円
会費小計	169,900 円
懇親会費	42,000 円
利子	244 円
合計	1,914,144 円

支出

NL・プログラム発送費	36,970 円
消耗品費	5,737 円
封筒等作成費	48,536 円
HP 作成費	22,200 円
学会当日諸経費	250,622 円
小計	364,065 円
2012 年度繰越金	1,550,079 円
合計	1,914,144 円

3. 2012 年度事業計画について

【政治経済学会 第 4 回研究大会 自由企画セッション・自由論題報告 公募のお知らせ】

2013 年 3 月 2 日（土曜日）に開催される政治経済学会の第 4 回研究大会では、自由企画と自由論題報告を募集いたします。企画および報告の応募を希望される方は、下記の要領にしたがってご応募ください。

①自由企画

自由企画は、報告・討論・司会をパッケージにしてご提案頂くものです。さまざまな共同研究の発表の場として、また自由な研究交流の場として、自由企画のご応募をお待ちしております。学会のますますの活性化のため、会員の皆様に企画をご相談の上、グループにてふるってご応募下さい。英語での報告・討論を含めることも可能です。報告者の人数は原則として 3 名といたします。発表時間の配分は自由に決めていただいてもかまいませんが、全体として 2 時間とします。

②自由論題

自由論題は、単独でご報告される会員のための発表の場です。論題は自由です。英語での報告も可能です。報告者は事前にフルペーパーを提出し、コメンテーターに送付することが義務付けられます。

応募方法：報告希望者は 2013 年 1 月 8 日（火）までに（当日必着）、以下の情報を A

4用紙1枚に記入し、下記の事務局アドレス宛に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。

①氏名、②所属、③連絡先（確実に連絡の取れる電子メールアドレスを必ずお書きください）、④企画または報告のタイトル、⑤企画または報告の内容の要旨（800字～1,200字程度）、⑥自由企画の場合には、企画の参加者全員の氏名と所属

応募資格：自由企画の代表者は、現在会員の方に限ります（パネルには非会員を含めても構いません）。自由論題は原則として会員に限られますが、入会申請書を研究大会前に提出した非会員は、会員に準じて大会参加の資格を得ることができます。入会申込書の提出は大会1ヶ月前を期限とします。非会員で自由論題報告に応募する場合は、入会申請予定であることを明記して下さい。

2013年1月中旬までに企画委員および幹事が審査を行い、採否を決定の上、お知らせ致します。

ご不明の点がおありの節は、事務局までお問い合わせください。応募および質問のメールは、以下までお寄せください。

事務局メールアドレス

jape-office@list.waseda.jp

【規約改正案についてのお知らせ】

現在の規約では、今年度は代表理事の任期満了年にあたり、選挙の実施が必要です。しかし、現在の事務局体制では、現規約に定められた形での選挙実施がきわめて困難です。そこで、来年3月に行われる総会にて、以下のような規約改正案を提出させていただきたいと思っております。規約改正

についてご意見がおありの方は、是非総会にご出席下さいますようお願い申し上げます。また、総会へのご出席が困難な場合は、事務局までEメールにてご意見を頂戴できれば幸いです。頂戴したご意見は全て、総会にて審議を行う際に紹介させていただきます。

<現規約>

第8条 役員の選出

- 1) 理事は、一般会員よりなる選挙人による選挙によって選出される。
- 2) 1)にいう選挙人とは、選挙実施時において三年以上本学会の一般会員として在籍していた者とする。被選挙人も同様の条件を満たしていることを必要とする。
- 3) 理事会は代表理事を互選で選出する。
- 4) 副代表理事は代表理事が理事より推薦し、理事会の承認を経て選出される。
- 5) 事務局長および会計主任は代表理事が理事会に理事より推薦し、理事会の承認を経て選出される。
- 6) 会計副主任、副事務局長は、それぞれ会計主任と事務局長の指名により選出される。なお副事務局長と会計副主任は理事である必要はない。

<改正案>

第8条 役員の選出

- 1) 理事および監事は総会において選任し、代表理事は理事会において互選する。総会における理事および監事の選任は、別に定める理事・監事選出規定に従って実施する。
- 2) 副代表理事、事務局長および会計主任は、代表理事が理事会に理事より推薦し、理

事会の承認を経て選出される。

- 3) 会計副主任、副事務局長は、それぞれ会計主任と事務局長の指名により選出される。なお副事務局長と会計副主任は理事である必要はない。

政治経済学会 理事・監事選出規定

第1条 理事および監事の候補者は、総会において、出席会員の自薦または他薦により選出する。

第2条 理事および監事の候補者が定数に満たないときは、候補者の全員を当選とし、選出理事によって開催される理事会が、定数に達するまで理事・監事を指名により選出する。

第3条 理事および監事の候補者が定数を超えるときは、総会の出席会員による直接・秘密選挙を実施する。総会出席会員は投票用紙に候補者1名の氏名を記載して投票し、得票数の多い候補者から順に定数までの候補者を当選とする。複数の候補者の得票が同数のため当選者が決定できないときは、くじにより当選者を決定する。

第4条 第3条に定められた選挙を行う場合、総会は出席会員から選挙管理委員を2名選出し、選挙管理委員が選挙を管理する。

第5条 当規定は、総会においてその出席会員の過半数を超える同意がなければ、変更することができない。

【会費納入について】

会費は、振り込み用紙にて、2012年度分を、郵便局を通して納入下さい。口座番号と会費は以下の通りです。

郵便振替の場合

00180-5-441193

口座名称 政治経済学会

口座名称(カナ) セイジケイザイガクカイ

銀行振り込みの場合

ゆうちょ銀行(9900)

店番 019

店名(カナ) 〇一九店(ゼロイチキウ店)

預金種目 当座

口座番号 0441193

口座名義 セイジケイザイガクカイ

年会費

現職の教員、研究員、助手 : 2000円

退職者、院生、ポストドクター : 1000円

年会費につきましては、学会の円滑な運営のために、早い時期に納入いただければ幸いです。以前の会費を未納のかたは、この機会に合わせて納入していただけますよう、お願いいたします。

なお、休会の規定は設けておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

2012年11月

発行：政治経済学会

代表理事 佐藤正志

事務局長 久保慶一

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学政治経済学術院 田中孝彦研究室
気付

政治経済学会 事務局

TEL 03-3208-8534

FAX 03-3208-8567